

私は議案第28号平成16年度米子市一般会計補正予算補正第9回修正案に賛成の立場で討論を行います。

提案理由にありましたように、第10款教育費5項社会教育費2,083万7,000円は、合併に伴っての経済部が研修センターに移動したために、研修センターの4階を事務室に模様がえをするための費用として計上されたものであります。当局は計上したその理由として、1つ、過去にも教育委員会、人権政策部の移転費用を教育費として支出してきたこと、2つとして、既に研修センター補助金が教育費として計上してあること、3つとして、費目の決定は自治体の裁量であることを理由に従来どおり教育費として計上したとしています。一方で、合併に伴う本庁の事務室の改修費は総務費として630万円計上してあります。本来、予算案は自治法で支出の性質により款項に分けて計上するとされておりありますが、これは支出を性格をよりわかりやすくするためのものであります。しかるに先ほど述べましたように、同じ性質のものが分けて計上してあるのであります。このようにこの2件は合併に伴う同一目的の支出であり、同じ費目、すなわち総務費で支出することが妥当であります。10歩譲って技術的、法的に総務費では支出できないものであれば仕方ありませんが、当局の説明ではいずれも可能とのことであります。これまでたびたび議会では、米子市の教育費のシェアが少ないことが議論されてまいりました。何年か前にもともと民生費でありました公会堂費、文化ホール費が教育費として現在は計上されております。こういったことから、今回も教育費を膨らませるためにわざわざ教育費に入れて支出しているのではないかと邪推さえしてしまうものであります。この9月末には16年度決算がまとまり市民にも10月の市報で報告をされるわけではありますが、当局案ではこの2,083万7,000円は教育費として決算をされ、教育費予算総額35億3,355万8,000円と誤った情報が市民に届けられることとなります。市長が唱えられる市役所改革は従来どおりという市政ではなく、間違ったところをその都度修正していくというものではないでしょうか。市民に開かれた市政とするため、わかりやすい予算決算とするため費目の変更が必要と考えます。また市政のチェック機関である議会がこのようなことを見逃さず、修正していくことこそが努めであると確信するものであります。

以上のことから修正案に賛成するものであります。ぜひとも賢明なる同僚議員の皆様に賛同をお願いし、討論を終わります。